

第7期 第36回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年7月7日（金） 午前9時30分～
2. 開催場所 農村環境改善センター 2階 大会議室
3. 出席委員（14人）
4. 欠席委員（5人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案日程

| | | |
|-----------|--|------|
| 議案第 128 号 | 農地法第3条の許可申請について | (4件) |
| 議案第 129 号 | 農地法第4条第1項の許可申請について | (1件) |
| 議案第 130 号 | 農地法第5条第1項の許可申請について | (5件) |
| 議案第 131 号 | 農地中間管理事業に係る「一括方式農用地利用集積計画」 の決定に係る意見について | (1件) |
| 議案第 132 号 | 農地利用最適化推進委員候補者の決定について | (1件) |
7. 農業委員会事務局職員（3人）

8. 会議の概要

○係長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中14名です。1番 ○○ 委員、3番 ○○ 委員、7番 ○○ 委員、13番 ○○ 委員、14番 ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは○○会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

第36回ということで、第7期で最後の総会となりました。7期はコロナで委員会活動を積極的に行うことができなかったが、総会についてはみなさんのご協力のおかげで毎月開催することができました。

みなさんに感謝するとともに本日の議案12件についても慎重に審議をお願いいたします。

それでは、本日の議事録署名人ですが、17番 ○○ 委員さん、2番 ○○ 委員さん、よろしくをお願いします。

議案審議に入っていきます。本日の議案は12件です。まず、議案第128号農地法第3条の許可申請について、4件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第128号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。1番 譲渡人 愛知県名古屋市○○番○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、354㎡、同所同字○○番○、田、680㎡で計2筆、合計面積1,034㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は、売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、農薬散布ドローンです。労働力は、本人、父、弟の常時3人です。耕作面積は75,028㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますが本日欠席ですので、事務局にて確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明いたします。地図5ページをご覧ください。場所は〇〇の北側です。譲渡人は土地を相続で取得しましたが、今まで農業を行っておらず、住居も県外ですので、今後こちらのほうに帰ってくる予定もないとのことから、〇〇さんに直接話をし、売買で話がまとまったとのことです。〇〇さんは〇〇で大規模の農業者でありますし、申請地付近に農地も所有しておられますので、特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

2番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、434㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稲、麦、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕耘機、草刈機、動力噴霧器です。労働力は、本人、妻、子の常時3人です。耕作面積は20,734㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。〇〇さんについては3回目の取引になります。〇〇さんは体調が悪く農業ができないため、農地をすべて売却したいとの気持ちがございます。地図6ページに〇〇さんの農地を記載しておりますが、この農地に侵入するためには〇〇さんの農地を通らないと進入できないため、以前から売却してほしいとの話があったとのこと。特に周辺への影響もありません。よろしく審議お願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして3番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、991㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、草刈機、噴霧器です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、今回取得面積が1反以下であるため、事務局にて3条許可申請書及び営農計画書、申請者からの聞き取りにより、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、譲渡人が高齢により、農地を手放したいとの相談を受け、この度の法改正で僅少面積でも農地を取得できるようになったことから話し合いで売買することとなった。耕うん機、草刈機、噴霧器を所有しており、一年を通して季節野菜を中心に作付けし、収穫した野菜については産直市への出荷を予定しているとのことです。

今後、10年以上は農業に従事していきたいと考えているとのことです。第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、妻の2人で、年間150日間程度農業に従事するとのことです。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図7ページをご覧ください。場所は〇〇から南に入ったところにあります。以前から〇〇さんは〇〇さんの土地を借りて野菜を作っておりましたが、〇〇さんが高齢により、土地を整理したいとのことから売買で話がまとまりました。〇〇さんと一緒に申請地の現地確認をいたしまして、きれいに野菜等を作付けされていることを確認しております。すごく研究熱心で勉強もされているとのことから、特に問題ないと

思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

○○さんは松山市に居住されておりますが、通作に問題ないのでしょうか。

○委員 ○○委員

○○さんは軽トラックを所有しております。現地を立ち会った際にも軽トラックで申請地まで来ておりました。通作は本人も問題ないとのこと。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

4番 貸付人 松山市○○番地○ ○○ ○○さん。借受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、1, 715㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は使用貸借権設定3年です。作付作物は水稲、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラックです。労働力は、本人の常時1人です。耕作面積は36, 268㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図8ページをご覧ください。場所は○○の北側です。○○さんは以前から申請地を賃貸借にて耕作しております。今回○○さんから東温市に帰ってくる予定もなく、お米もいらぬとのことから、使用貸借に切り替えたいとの話があったことから申請に至ったとのこと。使用貸借については問題ありませんが、○○さんは草をあまり刈らないため、きちんと管理するように伝えました。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第129号、農地法第4条第1項の許可申請について1件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第129号農地法第4条第1項の許可申請についてご説明します。

5番 転用者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、185㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第1種農地。転用目的は宅地拡張で農業用倉庫建設予定です。開発許可は不要で、令和5年3月10日第32回総会で軽微変更意見決定済みの案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、本日欠席ですので事務局で、確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図9ページをご覧ください。場所は〇〇の北側になります。この案件につきましては宅地拡張にて農業用倉庫を建築することとなっておりますが、すでに〇〇さんのお母様が昭和60年代に農業用倉庫を建ててしまっており、その際に農振法や農地法等の関係法規に対する認識不足のため、手続きを怠って建ててしまったとの経緯がありまして、今般南側にご子息の農家住宅を建築するにあたり、違反転用が判明し適法に手続きをとるべく、始末書を添付し転用許可申請を行ったしだいでありまして、用途区分変更の手続きのうえ、宅地拡張をおこなう軽微変更の案件で3月の総会で決定をいただいております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第130号、農地法第5条第1項の許可申請について5件を議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第130号農地法第45条第1項の許可申請についてご説明します。

6番 譲渡人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番地〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、1, 149㎡、同所同字〇〇番〇、田、223㎡。計2筆で合計面積1, 372㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天駐車場及び資材置き場です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。この案件につきましては令和5年4月6日第33回総会で除外意見決定済みの案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図は10ページになります。場所は〇〇にあります。譲渡人の〇〇さんは転出し、現在はこちらに居住しておりません。前回4月6日総会で農振除外申請の際に駐車場の排水対策や埃対策、大型ダンプの交通の危険性、地元への説明はどうなっているかのご意見がございました。これらのことを踏まえて譲受人の〇〇により、7月3日に地元説明会を行ったとのことです。そこでの話として駐車場の整地については今後アスファルト舗装をしたい。洗車は行わないが敷地の西側に側溝を設けて雨水を排水する。土埃対策については周りをフェンスで囲う。大型車が入り出すことについての対策については、国道からの車の侵入については交差点を使用せずに信号機の東側から敷地に入り、出る場合にのみ信号を利用するとの説明があったと聞いております。また、会社としては地元とのトラブルは起こさないようにし、苦情等があれば個々に対応するとのことでした。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番目、8番目の案件につきまして関係者が同一でありますので一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局

7番 譲渡人 東京都豊島区〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 大阪府大阪市〇〇番〇 〇〇 〇〇。土地は、〇〇番〇、田、1, 279㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は太陽光発電施設です。権利内容は所有権移転です。開発許可は不要です。

続きまして、8番 譲渡人、譲受人は7番と同様です。土地は、〇〇番〇、田、1、170㎡です。以下同じです。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、本日欠席ですので事務局で、確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図は11ページになります。場所は〇〇から南に入ったところになります。申請地の形状は違いますが面積は同程度です。北側の〇〇番〇はソーラーパネルを158枚。南側の〇〇番地〇はソーラーパネルを154枚並べる計画であります。以前に〇〇の西側で同一申請者からの太陽光発電施設におきましては3月の総会で審議していただき、3月16日に愛媛県知事の許可を受け、6月中に完成している状況です。今回は同一申請人から2件の申請があがってきております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、9番目の案件について事務局より説明願います。

○事務局

9番 貸付人 千葉県浦安市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇です。土地は、〇〇番〇、田、840㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天資材置場です。権利内容は賃貸借権設定10年です。開発許可は不要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元が私の地区となりますので、説明いたします。

○会長

地図は12ページになります。場所は〇〇の入り口付近です。申請地は以前から耕作放棄地でしたが、申請者が重機を使用し、きれいな状態に戻していただいております。裏は谷でありますし、隣接地にも農地はございません。排水は敷地の西側にとっており、水路に流すとのこと。特に問題ないと思われれます。以上です。

それでは何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、10番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

10番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 松山市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、471㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は分家住宅です。権利内容は使用貸借権設定30年です。開発許可は必要です。この案件につきましては、令和4年11月28日第29回総会で除外意見決定済みの案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますが、本日欠席ですので事務局で、確認結果の報告をお願いします。

○事務局

説明します。地図は13ページをご覧ください。場所は〇〇の付近で、〇〇の南側になります。〇〇番は一筆の田でございますが、ここに農業後継者住宅を建てるということで、除外転用する分家住宅で開発許可と農地転用許可を同時に取得しようとするものです。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありました。皆さんのご意見お伺いしたらと思います。何かご意見ございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第131号、農地中間管理事業に係る「一括方式農用地利用集積計画」の決定に対する意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第131号の資料をご用意下さい。この事業は、農地中間管理機構が土地所有者と借受者（耕作者）の間に入って農地の借り受け、貸し付けを行う事業です。

なお、これまでは、機構が土地の所有者から農地を借り受けるにあたっては、「農用地利用集積計画」を作成し、その土地を耕作者に貸し付けるにあたっては、「農用地利用配分計画」を作成しておりましたが、法改正に伴う中間管理機構の管理規定変更により、

「農地利用配分計画」が廃止となりましたので、今回から、「一括方式農用地利用集積計画」により手続きを行います。

これは、農用地利用集積計画の中に配分計画の内容をまとめた手続きとなります。

「一括方式農用地利用集積計画」に対して、農業委員会の決定を経た後に公告を行うことで、農地の貸し借りが成立します。

今回、4件申出がありましたので、審査をお願いします。

1番 ○○ ○○さんの農地を○○ ○○さんに貸し付けます。2ページに集積計画が掲載されております。場所は、○○番○、田、面積467㎡で、6ページに地図がございます。

続いて、2番 ○○ ○○さんの農地を○○ ○○さんに貸し付けます。3ページに集積計画がございます。場所は、○○番○、田、1,969㎡で、7ページに地図がございます。

続いて、3番 ○○ ○○さん及び4番 ○○ ○○さんの農地を○○ ○○さんに貸し付けます。4ページ、5ページにそれぞれ集積計画がございます。場所は、○○さんの農地が○○番○、田、974㎡、○○さんの農地が、○○番○、田、1,347㎡。○○番○、田、297㎡。○○番○、田、320㎡。○○番○、田、811㎡です。7～10ページに地図がございます。

以上、4件になります。審査をお願いします。

○議長（会長）

この件につきまして、皆様のご意見を伺いたいと思います。何かございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第132号、農地利用最適化推進委員候補者の決定についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案132号「農地利用最適化推進委員候補者（案）」についてご説明します。

平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正されたことにより、農業委員とは別に、担当する区域における農地等の利用の最適化の推進のため、現場活動を主体的に行う農地利用最適化推進委員を、農業委員会が委嘱することになっております。

今回が3回目の改選となっておりまして、農業委員の募集と同時に令和5年1月から4月にかけて2回に分けて、募集を行い、22地区に対してそれぞれ、応募・推薦がございました。

募集の結果は、「農地利用最適化推進委員候補者（案）」1ページのとおりです。

つづきまして、2ページから4ページが「東温市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び応募の状況（最終）」となっておりまして、届け出順に応募又は推薦届出書の内容をまとめたものとなります。

推薦の理由、応募の理由をご確認いただきたいと思います。「推薦の理由」欄にまとめておりますが、皆意欲的に農業に従事し、地域の住民や農地・農業に詳しい方ばかりであり、地域振興にも貢献されています。

このことにより、「活動歴等の評価」と併せまして、候補者は、農業委員会等に関する法律第17条第1項に規定されている「推進委員は農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者」であることの要件を満たしていると判断しております。

また、同条第2項の規定により、「推進委員を委嘱しようとするときは、各推進員が担当する区域を定めなければならない」とあり、別紙に、地区別に農業委員と推進委員の候補者を（地区別）にまとめたものがありますので、ご覧ください。

推進委員は、それぞれの担当区域で農業委員と協力しながら、農地等の利用の最適化の推進を行うこととなりますが、地域の住民や農地・農業事情に詳しい方ばかりで、滞りなく現場活動を行うことができるものと考えており、定数どおりに、各候補者に相応しい担当地区が割り当てられていると判断しております。

なお、「東温市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則」第3条の規定に基づく資格要件2点について、(1)東温市に住所を有する者(2)東温市の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員に限る。)でない者に候補者全員が該当すること、さらに、欠格事由に該当しないこと(破産者でないこと、禁錮以上の刑に処せられていないこと)も満たしておりますことを併せて報告いたします。

「東温市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営要綱」第2条の規定に基づき、令和5年6月29日に開催しました、評価委員会の評価結果について、「推薦又は応募のあった22名を農地利用最適化推進委員候補者として問題がなく、農地利用最適化推進委員として適当であると判断する」旨の報告を農業委員会当てに受けております。

なお、本日、決定(議決)いただいた農地利用最適化推進員候補者については、申し送り等させていただきまして、7月20日に予定しております、次期農業委員のメンバーで最初に開かれる臨時総会(改選後の農業委員会)におきまして、最終的に決定(議決)して推進委員を委嘱したいと考えております。

以上で説明を終わります。委員の皆様のご審査をよろしく申し上げます。

○議長(会長)

ただいま事務局から推進委員の評価について説明がありましたが、何かご質問、ご意見はありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、事務局(案)のとおり、候補者22名全員を推進委員候補者として決定し、次期農業委員に申し送りしたいと思います。

本日の議案審議については、12件、これで全て終了しました。

以上で第36回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。